

「シックハウス症候群」についての特集の最終回です。

1. ネグロス製品の関連について

1) 「VOC (13物質) の指針」について

(1) VOCを含有している製品

塗装された製品(ケーブルラック・レースウェイなど)、補修剤、接着剤、シール材など。

(含有していても「使用不可」ということではありません。)

(2) VOCを含有していない製品

最終表面処理が、電気亜鉛めっきのもの及び、溶融亜鉛めっき鋼板、高耐食性めっき鋼板(スーパーダイマ)、溶融亜鉛めっき仕上げ、ステンレス鋼の製品。

2) 「PRTR法の対象となる化学物質」について

「第一種指定化学物質(354物質)」「第二種指定化学物質(81種)」があり、塗装された製品、電気亜鉛めっきされた製品、補修剤、接着剤、シール材などに含まれています。

(含有していても「使用不可」ということではありません。)

3) 「建築基準法」について

「クロルピリホス」「ホルムアルデヒド」の2物質が対象です。

主に補修剤・接着剤・シール材などの揮発性成分を発散するものが対象となります。

(1) 補修剤(5YSPなど)には、含有していません。

(2) ケーブルラックやレースウェイ等の塗装製品については、「平成14年度国土交通省告示第1113号」で限定列举した建材に含まれていません。又、塗料の規制は施工時に塗布される場合に限られるので、工場で塗装し焼付乾燥されたものについては該当しません。

住宅などで環境問題が多く取りざたされ、中でもシックハウス症候群は社会的な問題となってきました。改正建築基準法が施行されたことから、3回にわたって「シックハウス症候群」について特集しました。